

令和6年度 固定資産税（償却資産）

申告の手引き

申告書の提出期限は
令和6年1月31日（水）です。

◎毎年1月1日現在における償却資産の所有状況をその資産の所在地の市町村長に申告することが義務付けられています。

《目次》

1. 償却資産とは	1 ~ 2	ページ
2. 国税の取扱いとの主な違い	3	ページ
3. 償却資産の申告について	4 ~ 8	ページ
4. 参考1 主な償却資産の耐用年数表	9	ページ
5. 参考2 税額等の算出方法について	10 ~ 11	ページ
6. 償却資産申書の記入例	12	ページ
7. 種類別明細書の記入例	13	ページ

《提出先・お問合せ先》

太良町役場税務課 課税係

〒849-1698

佐賀県藤津郡太良町大字多良1番地6

TEL : 0954-67-0349

FAX : 0954-67-2103

◎申告書を郵送で提出される方で、控用の返送が必要な場合は必ず返信用封筒に切手を貼付し同封してください。返信用封筒及び切手の同封がない場合は返送いたしません。

1. 償却資産とは

個人や会社で工場・商店などを経営している方、駐車場やアパートなどを貸し付けている方、農業や漁業等を営んでいる方が、その「事業のために用いる」ことができる構築物、機械及び装置、工具・器具及び備品等の固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されません。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、1月1日現在における資産の所有状況をその資産の所在地の市町村長に申告することが義務付けられています。

1 償却資産の種類

下の表は「資産の種類」ごとの主な償却資産の例示です。

資産の種類		主な償却資産の例示
1 構築物	構築物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板（広告塔等）、ゴルフ練習場設備等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備（ターンテーブルを含みます。）、太陽光発電設備等
3	船舶	一般船舶、漁船、モーターボート、ヨット、遊覧船等 ※ただし、推進器を有しない浚渫船等は「2 機械・装置」に入ります。
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	フォークリフト・ショベルローダーなどの大型特殊自動車（分類番号が「0、00から09及び000から099」、「9、90から99及び900から999の車両」）等
6	工具、器具及び備品	事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パソコン、プリンター、金庫、ルームエアコン、レジスター、自動販売機、看板（ネオンサイン）等

2 申告する資産とは

令和6年1月1日現在事業の用に供することができる資産のうち、次の（1）（2）の要件を満たすものです。

- （1）土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産（土地及び家屋の用語の意義は、地方税法第341条の規定によります。）

◎次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

ア 建設仮勘定で経理されている資産

イ 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

ウ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）

エ 償却済資産（減価償却が終わった資産）

オ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）

カ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）

キ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産

※借用している方が償却資産としてご申告ください。

ク 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産

(2) 耐用年数が1年以上で取得価額（1個又は1組当たり）が10万円以上の資産

取得時期		取得価額	国税の取扱い	固定資産税 (償却資産)の取扱い
個人 の場合	平成11年1月 1日以後に取 得した資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象	
法人 の場合	平成10年4月 1日以後に開 始された事業 年度に取得し た資産	10万円未満	損金算入	申告対象外
			3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
20万円以上	減価償却	申告対象		

3 償却資産の課税客体となる車両

自動車等については、下の表のとおり、車両の分類ごとに対象となる税目が決まっています。償却資産の申告の対象となるのは**大型特殊自動車のみ**となります。小型特殊自動車であるフォークリフトやトラクター等は軽自動車税の対象となり、償却資産申告の対象とはなりませんのでご注意ください。

なお、自動車税、軽自動車税の対象となる乗用車、トラック等に属するカーラジオ、カーナビゲーションシステム等は申告の対象になりません。

車両の分類		対象となる税目	償却資産の申告
普通自動車		自動車税	×(申告不要)
小型自動車	二輪以外		
	二輪	軽自動車税	×(申告不要)
軽自動車			
原動機付自転車			
小型特殊自動車	※下の規格表を参考にしてください。		
大型特殊自動車	（分類番号が「0、00～09、000～099」及び「9、90～99、900～999」の車両が該当します。）	固定資産税 (償却資産)	○(申告必要)

※小型特殊自動車の規格

項目	長さ (m)	幅 (m)	高さ (m)	最高速度 (km/h)	総排気量 (リットル)
農耕作業用自動車	制限なし	制限なし	制限なし	35未満	制限なし
上記以外の特殊自動車	4.70以下	1.70以下	2.80以下	15以下	制限なし

(上記の基準をひとつでも超えていれば大型特殊自動車に該当します)

2. 国税の取扱いとの主な違い

固定資産税（償却資産）と国税では取扱いが異なる点がありますので、御留意ください。

項 目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国税の取扱い(法人税・所得税)
償却計算の基準日	賦課期日(1月1日)	事業年度(決算期)
減価償却の方法	<p>一般の資産は定率法を適用 (固定資産評価基準に定められた減価率を用いる)</p> <p>※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同じ</p>	<p>【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 (建物については旧定額法)</p> <p>【平成19年4月1日～ 平成28年3月31日取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物については定額法)</p> <p>【平成28年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物及び構築物・建物附属設備については定額法)</p>
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳	認められません ※補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行った場合は、圧縮前の取得価額としてください。	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます(租税特別措置法)
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額(1円まで)
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満 又は取得価額が10万円未 満の資産)	損金算入したものは課税対象外	損金算入が可能 (法人税法施行令第133条又は所得 税法施行令第138条)
一括償却資産 (取得価額が20万円未 満の減価償却資産)	損金算入したものは課税対象外	3年間で損金算入が可能 (法人税法施行令第133条の2又は 所得税法施行令第139条)
即時償却資産 (中小企業者等の方が租税特 別措置法を適用して取得され た10万円以上30万円未 満の減価償却資産)	課税対象になります	損金算入が可能 (租税特別措置法第28条の2又は同 法第67条の5)

3. 償却資産の申告について

1 申告していただく方

令和6年1月1日現在、太良町内に償却資産を所有されている方です。

なお、次の方も申告が必要です。

- ア 償却資産を他に賃貸している方
- イ 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- ウ 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
- エ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- オ 償却資産の所有者が分からない場合、現に使用されている方
- カ 償却資産を共有されている方（各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、代表者を決め、「代表者（外〇名）」という共有名義でご申告ください。）
- キ 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方

- 廃業や移転等により全ての償却資産が減少された方
※申告書の18 備考欄に減少事由（廃業・移転・合併等）とその年月日を記入して提出してください。
- 償却資産を所有されていない方
※申告書の18 備考欄に「該当資産なし」と記入して提出してください。

2 申告方法

1. 一般方式

太良町からお送りした様式により前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式です。（評価額等の計算は太良町で行います。）

また、前年中に資産の増加及び減少が無い場合でも、申告書の提出が必要です。

2. 電算処理方式

事業者側が作成した様式により、所有している全ての資産について申告していただく方式です。（評価額等の計算も事業者で行っていただきます。）

3. 電子申告

eLTAx（地方税ポータルシステム）により、所定の手続きにしたがって、申告データを送信していただく方法です。詳しい利用方法等につきましては、eLTAxホームページをご覧ください。

（eLTAxホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>）

3 提出書類

申告種別等				提出書類
一般方式	昨年度に引き続いて申告される方	資産に増減のある場合	「種別別明細書」に増減を記入してください。	償却資産申告書 種別別明細書
		資産に増減のない場合	「申告書」の備考欄に「増減なし」等を記入してください。	償却資産申告書
		廃業・解散・転出等された場合	「申告書」の備考欄に廃業・解散・転出等の旨と年月日を記入してください。	償却資産申告書
	初めて申告される方	資産のある場合	「申告書」及び「種別別明細書」に1月1日現在所有している全資産を記入してください。	償却資産申告書 種別別明細書
		資産のない場合	「申告書」の備考欄に「該当資産なし」と記入してください。	償却資産申告書
	電算処理方式			1月1日現在所有している全資産を記入してください。

4 番号法に定める本人確認の実施

平成28年1月1日以後に提出する償却資産申告の様式にマイナンバー（個人番号）・法人番号の記載欄が追加されました。これにより、マイナンバー（個人番号）を記載した申告書を提出いただく際、番号法に定める本人確認を実施します。申告の際には、以下の本人確認資料をお持ちください。

また、郵送の場合は本人確認資料の写しを添付しご提出ください。

なお、法人番号を記載した申告書を提出いただく場合やeLTAXによる申告の場合には、本人確認資料の提示・添付は不要です。

ア 本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	「個人番号カード」「通知カード」「住民票の写し(個人番号付き)」等
身元確認資料	①「個人番号カード」「運転免許証」「旅券」等 ②「太良町から送付された氏名・住所が印字済の償却資産申告書」等

イ 代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料	「本人の個人番号カード」「本人の通知カード」「本人の住民票の写し(個人番号付き)」等
代理人の身元確認資料	「代理人の個人番号カード」「代理人の運転免許証」「代理人の旅券」「代理人の税理士証票」「登記事項証明書及び社員証(代理人が法人の場合)」等
代理権確認資料	「税務代理権限証書」「委任状」等

5 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第386条の規定により、過料を科せられることがあるほか、同法第368条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収される場合があります。

また、虚偽の申告をされた場合には、同法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

申告書を提出されない場合でも、前回申告と同様の償却資産があるとみなして課税を行いますのでご承知おきください。

6 実地調査のお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条に基づいて償却資産の実地調査を行うことがあります。

調査のため、法人税(所得税)申告書や決算書類(減価償却資産明細書(固定資産台帳)、貸借対照表等)の開示又は写しの提出を求める場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

調査の結果、申告漏れ資産等が判明した場合は、修正申告をお願いすることがあります。その場合には、地方税法第17条の5第5項及び第7項の規定により、資産の取得・除却年次に応じて過年度分についても遡及して税額の変更をすることがありますので、あらかじめご了承ください。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期とは異なり納期は1回となります。

7 国税資料等の閲覧について

地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますので、ご協力をお願いします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますので、あらかじめご了承ください。

8 業種別の主な償却資産

下の表は「業種」ごとの主な償却資産の例示です。

業 種	主 な 償 却 資 産 の 例 示
共通	タイムレコーダー(5)、事務机(15又は8)、事務椅子(15又は8)、応接セット(8)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、金庫(20)、レジスター(5)、コピー機(5)、ルームエアコン(6)、パソコン(4)、サーバー(5)、LAN配線(10)、看板(10)、受変電設備(15)、舗装路面(10又は15)、その他
飲食業	テーブル(5)、椅子(5)、厨房用品(5)、カラオケ(5)、冷蔵庫(6)、ネオンサイン(3)、その他
理・美容業	理・美容椅子(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、サインポール(3)、湯沸かし器(6)、その他
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス(13)、給排水設備(15)、その他
小売業 食肉鮮魚販売業	冷凍機(9)、肉切断機(9)、挽肉機(9)、電子秤(5)、冷蔵ストッカー(4)、冷蔵庫(6)、陳列ケース(6又は8)、自動販売機(5)、その他
加工・修理業	旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、プレス圧縮機(10又は15)、測定工具(5)、検査工具(5)、工業用水道(15)、その他
医(歯)業	レントゲン機器(6)、調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、消毒殺菌用機器(4)、手術機器(5)、歯科診療ユニット(7)、その他
不動産貸付業	立体駐車場のターンテーブル及び機器部分(10)、金属造の塀(10)、コンクリート造の塀(15)、緑化施設(植木等)(20)、太陽光発電設備(17)、その他
農業	果樹棚(14)、ビニールハウス(14)、農機具(トラクター(7)等)、その他

9 建物附属設備・特定附属設備の取扱いについて

(1) 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

ア 建物附属設備の家屋と償却資産の区分

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次により家屋と償却資産とに区分して課税されます。詳しくは次ページの区分表を参照してください。

償却資産とするもの (申告対象)	単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの又は独立した機器としての性格の強いもの
家屋とするもの (申告対象外)	家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備など

イ 特定の生産又は業務用の設備等の取扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源装置、熱源装置、水処理装置、汚水処理装置、冷却装置、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エア配管、油配管、照明設備等及びその附属設備は、償却資産となります。

(2) 賃借人等の方が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産(特定附属設備)

賃貸ビルなどを借り受けて事業されている方(テナントの方)が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上および建具、配線・配管等のことを特定附属設備といいます。

特定附属設備は、地方税法第343条第10項及び太良町税条例第54条第8項の規定により、テナントの方が償却資産として申告してください。

家屋と償却資産の区分表

※下の表は、主な設備等の例示です。

※一般的な施工状況のものを想定し、作成しております。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機器設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	屋外設備一式			◎		◎
		屋内設備一式	○				◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○				◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管・配線等	○				◎
	監視カメラ (ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ、録画装置等の機器			◎		◎
配管・配線等		○				◎	
避雷設備	設備一式	○				◎	
火災報知設備	設備一式	○				◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)			◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備	○				◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		屋内の配管等	○				◎
衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○				◎	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎		◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○				◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○			◎	
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎		◎	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダムウェーター)等	○			◎	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、 寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎		◎
上記以外の設備		○				◎	
その他の設備		冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、 ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備 (ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、 カーテン・ブラインド等		◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式(門・扉・緑化施設等)		◎		◎	

10 非課税及び課税標準の特例について

(1) 非課税となる資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備える償却資産については、固定資産税が課税されません。

(2) 課税標準の特例について

地方税法に規定する一定の要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られます。

該当する資産を所有されている方は、「償却資産申告書」の備考欄に特例適用内容と「種類別明細書」の摘要欄に“特例適用”等記入していただき、特例内容に係る資料とともにご提出ください（特例適用の資料の提出は初年度のみです）。詳しくは税務課までお問い合わせください。

※特例申請書は太良町ホームページからダウンロードできます。

下の表は主な課税標準の特例の対象となる償却資産の一覧です。

特例対象資産	根拠規定		特例率	添付書類	
	条	項号			
内航船舶	地方税法第三四九条の三	第5項	1/2	・船舶検査証書 ・船舶国籍証書の写し 等	
汚水又は廃液の処理施設	地方税法附則第十五条	第2項第1号	1/3	・特定施設設置（使用、変更）届出書の写し	
太陽光発電設備		(1千kW未満)	第25項第1号イ	2/3	・再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書の写し
		(1千kW以上)	第25項第2号イ	3/4	
風力発電設備		(20kW以上)	第25項第1号ロ	2/3(※)	・再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し
		(20kW未満)	第25項第2号ロ	3/4(※)	
水力発電設備		(5千kW以上)	第25項第2号ハ	3/4(※)	
		(5千kW未満)	第25項第3号イ	1/2(※)	
地熱発電設備		(1千kW未満)	第25項第1号ハ	2/3(※)	
		(1千kW以上)	第25項第3号ロ	1/2(※)	
バイオマス発電設備		(1万kW以上2万kW未満)	第25項第1号ニ	2/3(※)	
	(1万kW未満)	第25項第3号ハ	1/2(※)		
令和5年4月以降に中小事業者等が先端設備等導入計画の認定後に導入計画に基づき取得した機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備		第45項	1/2 又は 1/3	・先端設備等導入計画認定書の写し ・工業会等による仕様等証明書の写し 等	
令和5年3月以前に中小事業者等が先端設備等導入計画の認定後に導入計画に基づき取得した機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物		地方税法 旧法附則第64条	零(0)(※)	・先端設備等導入計画認定書の写し ・工業会等による仕様等証明書の写し 等	

(※) 地方自治体の特例率を定めることができる仕組み「わがまち特例」が導入されています。詳細についてはお問合せください。

* 税制改正により、特例対象資産、適用期間、特例率等が変更になることがあります。

* 災害減免について

火災・台風等の災害で償却資産が被害を受けた場合、被害状況により税額が軽減されることがありますので、被災されたときはご連絡ください。

4. 主な償却資産の耐用年数表

(抜粋)

種類	構造又は用途等	耐用年数	種類	構造又は用途等	耐用年数
建物付属設備	電気及び照明設備(蓄電池電源設備) // (その他のもの)	6 15	器具及び備品	電子計算機 (パソコン(サーバー用のものを除く)) (その他のもの)	4 5
	給排水又は衛生設備(下水道設備など)	15		複写機、計算機(電子計算機を除く)、 タイムレコーダーその他これらに類するもの	5
	昇降機設備(エレベーター) // (エスカレーター)	17 15		カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡引伸機、 焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	5 8
	エヤーカーテン又はドア自動開閉設備	12		看板、ネオンサイン及び気球 理容又は美容機器 自動販売機	3 5 5
	日除け設備(主として金属製のもの) // (その他のもの)	15 8			
構築物	緑化施設及び庭園(工場用) // (工場用以外)	7 20	機械及び装置	総合工事業用設備 ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式 作業用設備 その他の建設工業設備	6
	舗装道路・舗装路面 (コンクリート敷、ブロック敷、 れんが敷、石敷のもの) // (アスファルト敷、木れんが敷のもの) // (ビチューマルス敷のもの)	15 10 3		事業用太陽光発電設備	17
	鉄骨温室	14		農業用設備 歩行型トラクター 耕うん整地用機具 耕土造成改良用機具 栽培管理用機具 防除用機具 穀類収穫調整用機具 飼料作物収穫調整用機具 果樹、野菜又は花き収穫調整用機具 その他の農作物収穫調整用機具 農産物処理加工用機具 (精米機又は精麦機を除く)	7
	ビニールパイプハウス	8		飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	10
				漁業用設備、水産養殖業用設備	5
船舶	鋼船(浚渫船及び砂利採取船) // (発電船及びとう載漁船) // (ひき船) // (その他のもの)	7 8 10 12		飲食店用設備	8
	木船(とう載漁船) // (浚渫船及び砂利採取船) // (動力漁船及びひき船) // (薬品そう船) // (その他のもの)	4 5 6 7 8			
航空機	ヘリコプター及びグライダー その他のもの	5 5	注意		
器具及び備品	事務机、事務いす及びキャビネット (主として金属製のもの) (その他のもの)	15 8	※ 農耕作業車等で乗用できるものは、軽自動車として申告してください。 ※ 耐用年数が不明な場合は、摘要欄に資産の詳しい特徴等を記載してください。		
	陳列棚及び陳列ケース (冷凍機付又は冷蔵機付のもの) (その他のもの)	6 8			
	冷房用又は暖房用機器	6			
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに 類する電気又はガス機器	6			
	食事又は厨房用品 (陶磁器製又はガラス製のもの) (その他のもの)	2 5			

5. 税額等の算出方法について

<評価額の算出方法>

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
$\text{取得価額} \times \left(1 - \frac{r}{2} * \right)$ $= \text{取得価額} \times A$	$\text{前年度評価額} \times (1 - r)$ $= \text{前年度評価額} \times B$

* 破線枠内の数値処理は、太良町の電算システムにおいては小数点以下第4位を四捨五入しています。

r：耐用年数に応ずる減価率

A：半年分の減価残存率で本ページ<減価残存率表>のA欄です。

B：1年分の減価残存率で本ページ<減価残存率表>のB欄です。

・1月1日取得の資産については、その前年の12月を取得年月とします。

・初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。

注意 算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

<減価残存率表>

『固定資産評価基準』*別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率	
		前年中取得のもの A	前年前取得のもの B			前年中取得のもの A	前年前取得のもの B			前年中取得のもの A	前年前取得のもの B
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

*『固定資産評価基準』とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

<課税標準額の算出方法>

各資産の評価額を合算した額（決定価格）が課税標準額（1,000円未満切り捨て）となります。

なお、課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額のそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

<税額の算出方法>

課税標準額に基づき、税額を算出します。

$$\text{課税標準額（1,000円未満切り捨て）} \times \text{税率（100分の1.4）} = \text{税額（100円未満切り捨て）}$$

・課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。

<計算例（概算）>

計算例は以下のとおりです。

なお、一般方式で申告される場合には、実際の評価計算については、太良町の電算システムで行いますので、算出する必要はありません。

資産の名称等	取得年月	取得価格	耐用年数	減価率	令和4年度 評価額	合計
舗装路面 (コンクリート敷)	令和5年9月	2,700,000円	15年	0.142	2,700,000円 × (1 - 0.142 × 1/2) (取得価額) = 2,508,300円 (令和6年度評価額)	
ルームエアコン	令和4年11月	500,000円	6年	0.319	500,000円 × (1 - 0.319 × 1/2) (取得価額) = 420,000円 (令和5年度評価額) 420,000円 × (1 - 0.319) (前年度評価額) = 286,020円 (令和6年度評価額)	
看板 (ネオンサイン)	平成31年2月	800,000円	3年	0.536	800,000円 × (1 - 0.536 × 1/2) (取得価額) = 585,600円 (令和2年度評価額) ⋮ 58,500円 (令和5年度評価額) 58,500円 × (1 - 0.536) (前年度評価額) = 27,144円 < 40,000円 (取得価額の5%) ※算出額が取得価額の5%(40,000円)より 小さくなりますので、以降は 40,000円 で 評価されます。	
						2,834,320円 (令和6年度評価額)

評価額の合計 = 決定価格 = 課税標準額(課税標準の特例の適用を受ける資産がない場合)

1,000円未満を切り捨て、税率(100分の1.4)をかけます。2,834,000円 × 0.014 = 39,676円

100円未満を切り捨てます。39,676円 → **39,600円(税額)**